

名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや

「短期入所サービス」

利用契約重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条 77 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設では、利用者に対して短期入所サービス（医療型）を本体施設である療養介護、医療型障害児入所支援施設の空床を利用して、一体的に提供します。

1. サービスを提供する事業者
2. ご利用施設
3. ご利用手続き
4. 施設設備の概要
5. 職員の配置状況
6. 施設サービスの概要
7. 介護給付費支給外サービス
8. 当施設をご利用の際に留意していただく事項
9. 苦情等の受付、虐待防止のための措置
10. 指定病院及び診療所
11. 非常災害時の対策
12. 利用者の記録などの情報の管理、開示について
13. 利用料

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 むつみ福祉会（指定管理者）
所在地	名古屋市中区古渡町9番18号
電話番号	052-253-8930
代表者氏名	理事長 水谷 正人
設立年月	昭和63年9月13日

2. ご利用施設

サービスの種類	指定短期入所サービス
主たる対象者	重症心身障害児者（身体障害者、知的障害者）
施設の目的	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく施設です。 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童・成人（重症心身障害児者）で、常時介護を必要とする人が、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設の名称	名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや
施設の所在地	名古屋市北区平手町1丁目1番の5
電話番号	052-916-0333
施設長（管理者）	院長 山下伸子
施設の運営方針について	医療・リハビリテーション・看護・福祉・介護などの各種の専門的知識と技能を統合的に提供することで、障害が重く、支援の困難な障害者により充実した生活を営むことができるよう援助します。 ・安心、安全、思いやり、温もりのある療養環境を提供します（生活支援） ・親子が最適な支援を受けられるようネットワークの活用を推進します（在宅支援） ・施設入所、在宅生活の円滑な移行を支援します（地域移行支援） ・地域社会や地域の医療、福祉、保健機関との連携を推進します（地域連携） ・可能な限り在宅生活を推進し、公平な施設利用を目指します（公平な施設運営）
開設年月	平成27年4月1日
入所定員	90人（短期入所空床型） 療養介護、医療型障害児入所支援に併設

3. ご利用手続き

ご利用には、「短期入所 重症心身障害児」または「短期入所 療養介護」の支給決定を受けていることが必要です。

そのうえで、「お試し利用」をしていただき、安全にお預かりできることを確認し、本格利用をお受けします。

ご本人の状況によってはご利用をお断りする場合や、ご利用回数等の条件を付けさせていただきます場合があります。

本格利用開始後は、利用希望日の2ヶ月前の1日から10日にインターネットで受け付けます。※インターネットのご利用が難しい方は、電話でも受け付けます。

(その後のご予約は、空きがある場合に受け付けます)。

4. 施設設備の概要

階数	定員	床面積 (内法 m ²)	1人当たり面積 (内法 m ²)	室数	延床面積 (内法 m ²)	備考
2階	1床室A	8.52	8.52	6	51.12	
	1床室B	7.89	7.89	2	15.78	
	1床室C	7.51	7.51	2	15.02	
	2床室	14.82	7.41	2	29.64	
	4床室	27.57	6.892	4	110.28	
	浴室・脱衣室	68.51		1	68.51	
	デイルーム	54.06		2	108.12	食堂を兼ねる
3階	1床室A	8.52	8.52	12	102.24	
	1床室B	7.89	7.89	4	31.56	
	1床室C	7.51	7.51	4	30.4	
	2床室	14.82	7.41	4	59.28	
	4床室	27.57	6.892	8	220.56	
	浴室・脱衣室	64.4		1	64.14	
	デイルーム	54.06		4	216.24	食堂を兼ねる
	トイレ	-		3	36.90	合計床面積

※当施設では、上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、重症心身障害児施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

上記のほか、多目的室、機能訓練室、スヌーズレンルーム、家族宿泊室等があります。

特殊浴槽4基、天井走行式介護リフト、車椅子乗降用リフト付車両、介護用ベッド等の介護用機器、レントゲン、酸素、吸引用配管、人工呼吸器等の医療機器を保有しています。

5. 職員の配置状況 (本体施設との併任となります)

(1) 人員体制

令和4年4月1日現在

職 種	員数	区分				常勤換算後の員数	保有資格
		常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務		
施設長	1	1					医師
サービス管理責任者	4	1	2		1	2.5	児童発達管理責任者を兼ねる
医師	12	2		10		6.1	施設長を含む
看護師	66	63		2	1	64.4	
生活支援員 (児童指導員)	32	28	2	2		30.2	社会福祉士 3 介護福祉士 13 保育士 10
訓練士	4	3		1		3.8	理学療法士 4
薬剤師	4	3		1		3.4	
管理栄養士	2	2	1			2	
臨床検査技師	2			2		0.3	
診療放射線技師	1			1		0.2	
事務職員等	18	9	1	9		14.4	

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。(例) 週 7.75 時間勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名 (7.75 時間×5 名÷38.75 時間=1 名) となります。

(2) 職務の内容

職 種	職務の内容
サービス管理責任者	個別支援計画の作成に関する業務、他の職員に対する技術指導及び助言
医師、看護師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導
生活支援員	個別支援計画に基づく日常生活上の支援
訓練士	利用者の生活の質向上のための心身機能及び活動能力の維持向上
薬剤師	薬剤の管理、服薬の指導
管理栄養士	栄養管理、献立の作成、喫食の指導、栄養指導
臨床放射線技師、診療放射線技師	診療に必要な検査の実施
事務職員、相談員等	事務処理、相談支援、施設管理

(3) 主な職種、勤務別の始業時間、終業時間及び休憩時間

区分	始業時刻	休憩	終業時刻	勤務の種類
看護師 生活支援員	7時00分	12:00~12:45 12:45~13:30	15時30分	早出
	8時45分		17時15分	日勤
	10時30分		19時00分	遅出
	16時15分		9時45分	夜勤
訓練・事務部門	8時45分	12:00~12:45	17時15分	

6. 施設サービスの概要

(1) 相談・助言

相談・助言	利用者の生活全般について、ご家族等からのご希望があれば、いつでも相談に応じます。
-------	------------------------------------------

(2) 日常生活上のサービス・介助

食 事	<p>栄養のバランス、健康状態を考慮した献立を提供します。利用者の嗜好、好み、季節感にできるだけ配慮し、適正な人数での楽しい食卓づくりを心掛けます。利用者の状態に合わせて、食形態の工夫をし、摂食に必要な介助を行います。食事は、ダイルームまたは居室で提供します。調理は業者に委託します。 委託先：株式会社メフォス東海事業部</p> <p>食事時間（通常）朝食（7:30～） 昼食（12:00～） 夕食（18:00～）</p>
排 泄	利用者の状態に合わせて、必要な排泄の介助を行います。また、介助にあたっては清潔の保持とプライバシーに配慮します。
入 浴	<p>利用者の状態に合わせた洗体の介助を行い、身体の清潔が維持できるよう配慮します。</p> <p>入浴は通常 9:30~11:45、13:30~15:30 の間に行います。長期入所者の日課にあわせて実施します（原則入退所日は入浴は行いません）。入浴以外にも、適宜清拭を行います。</p>
着脱衣	<p>更衣は、随時行い、清潔と快適さの維持に努めます。衣類は、ご家庭で準備してください。施設での洗濯は行いません。汚れものはお持ち帰りいただきます。衣類の持ち込み、持ち帰りの際は、その都度スタッフにお申し出ください。</p>
整容・歯磨き・手洗い	清潔と身だしなみに配慮し、歯磨き、手洗い、洗面などの介助をします。

(3) 保健、安全、衛生

健康・保健	利用者個々に必要な健康チェックを行ない、病気、怪我などによる身体症状の変化の早期発見に努めます。 服薬管理、日常の健康管理、日常生活を送る上で必要な看護を提供します。体調不良が疑われる場合は、利用をお断りすることがあります。また、短期入所中に体調に変化があった場合、ご利用を中止して、ご家族によってかかりつけ医を受診していただきます。 担当医：山下伸子（院長）
安全・事故発生時の対応	利用者の状態に合わせて予測される危険を回避できるよう、日常生活上の安全について十分配慮します。利用者及び他の利用者等の安全確保のために、施設長の判断に基づいて活動を制限することがあります。 事故発生時には、ご家族に連絡を行うとともに、他の専門医療機関への連絡など必要な対応を行います。また、事故の状況等について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
防災	火災、地震などの災害に備えて、職員は毎月防災訓練を実施します。防災設備、火気設備、危険物管理は、日常的な自主点検の他、定期的に専門業者による点検を受けます。 非常災害時には、名古屋市重症心身障害児者施設消防計画（名古屋市北消防署届出）に沿って、利用者の安全確保を最優先にして対応します。
衛生	感染防止マニュアルを作成し、これに従って感染予防に努めます。日常の清掃に努め、寝具、畳、カーテン等は、常に清潔を保つよう配慮しています。業務の一部を専門業者に委託しています。 委託（リース）先 清掃：社会福祉法人ゆたか福祉会 寝具・タオル類：ワタキューセイモア株式会社

(4) 安心できる生活の場の提供

生活グループの設定	15名を単位としたユニットに分けた生活空間を設定しています。利用者の生活のリズム、他の利用者との相性、安全などに配慮しています。利用する病棟、ユニット、居室は施設が決定します。
トイレ	利用者のプライバシーに配慮しつつ、トイレ以外でもおむつ交換を行います。可能な範囲でトイレを利用していただきます。
浴室	伝染性皮膚疾患等の症状のある場合は、個別入浴又は入浴制限をすることがあります。

(5) 日中活動支援サービス、レクリエーション、行事、交流

グループ活動支援	原則として本体施設利用者とともに、課題活動や季節の行事に参加できるよう配慮します。参加するグループ及び活動内容は、利用者の適性に配慮して決定します。
余暇活動の支援	家族と離れて暮らす不安に配慮して、余暇の過ごし方を工夫します。
実習生、ボランティアの受け入れ	人材育成のため実習生を受け入れます。また利用者の生活を豊かにし、地域との交流を推進し、地域社会の理解を促すために、ボランティアの受け入れを行います。この場合、職員の指導のもとで、利用者に対する援助行為を行うことがあります。

(6) 利用者の特性に合わせて必要となる個別支援

金銭管理	金銭の管理は職員が代行します。金銭のお預かりはいたしません。お小遣いが必要となった場合は、施設が一時立替をします。
障害特性に応じた対応	食事や入浴などは入所利用者の生活の流れに合わせて行います。利用者本人の健康、安全を最優先に看護・介護サービスを提供します。

7. 介護給付費支給外サービス

下記のサービスは、個別性がつよいため、実費の一部を負担していただくことがあります。

施設行事	短期入所利用中に実施される施設行事に参加していただくことができます。本人にかかる費用は個人負担になります。
診療	診療や看護処置を行う場合があります。診療や看護の内容はあらかじめご家族のご意見を伺って決定します。内容・回数は、医師の判断によります。ご希望に添えない場合があります。また、医療費が発生します。

8. 当施設をご利用の際に留意していただく事項

用意していただくもの	衣類などの日常生活用品、特殊な食器などは、普段ご利用しているものをお持ち込みください。吸引器などの器具についてはご相談ください。そのほか、ご家族が特に希望して使用するものは、自己負担、あるいは持ち込みをお願いすることがあります。
賠償責任	利用者の他者への傷害、又は利用者の行為により建物、設備、備品、他人の所持品に破損や消失が認められたときは、利用者等に賠償していただくことがあります。
思想・布教・営利活動	利用者、家族等のそれぞれの思想、信教は自由ですが、施設内での諸団体への勧誘、斡旋、営利を目的とした取り引き等は禁止します。
寄付金、物品寄贈等	当施設では、決められた利用料等のほかには、利用者等の負担はありません。職員への個人的なお心遣いは一切ご遠慮ください。施設運営のための様々なご協力は感謝してお受けしますが、強制することはありません。
送迎時に小学生以下の方が同伴される場合	送迎時に小学生以下の方が同伴される場合、簡易な問診票をご記入いただきます。感染症の方と接触があった方や、予防接種をお済みでない方などは、対象フロアに確認のうえ、1階での受入れ、送り出しとするなどの対応をさせていただきますことがあります。
同性介護	可能な限り配慮いたします。ただし、やむを得ない場合は、異性による介護及び、その他必要とする日常生活援助を行うことがあります。

9. 苦情等の受付、虐待防止のための措置

(1) 苦情等の受付

施設の支援、サービスに関して、苦情、ご要望等がありましたら、遠慮なくお申し出下さい。詳しくは別紙をご覧ください。

(2) 虐待防止のための措置

利用者への身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者及び虐待防止委員会を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための研修を定期的実施します。

※当施設は、第三者評価は未実施です。

10. 指定病院及び診療所

当施設の医師が対応します。

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	名古屋市重症心身障害児者施設消防計画にて対応いたします。
平常時の訓練	避難、誘導等の防災訓練を毎月実施します。うち2回以上は総合訓練として利用者の方々にも参加していただき実施します。
防災設備	・自動火災報知器・防火戸・誘導灯・ガス漏れ報知器・非常通報装置を設置しています。 ・非常用電源（消火栓・誘導等に対応）・その他、カーテンは防災性のものを使用しています。
消防計画等	名古屋市北消防署への提出日：平成27年4月1日
防火管理者	永田満浩

12. 利用者の記録などの情報の管理、開示について

当施設は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」その他諸法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担になります）

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 8:45 ~ 17:15（土日・祝祭日等を除く）

※個人情報の取扱いについては別紙を参照してください。

13. 利用料

初回（お試し）利用からお支払いいただきます。利用料は次のとおりです。

(1) 施設支援サービスの利用者負担金

利用者ご本人、又は扶養義務者の負担能力を基準として、市町が定めた額。

(2) 上記に含まれない日常生活に必要な費用

- ・医療費 初診料、再診料の他、治療や医療的処置が必要な場合に発生します。自己負担はありませんが、診療の内訳のわかる請求書を発行します。
- ・日用品費 利用1回あたり100円
おむつの持ち込みがない場合、日額300円を加算。
- ・食費 朝食354円（223円）、昼・夕食532円（335円）
*カッコ内は減免対象の方
- ・光熱水費 1日当たり322円
- ・洗濯代 施設に依頼された場合、1ネットにつき500円

(3) その他の個別のご希望に応じて施設が立て替えた費用

- ・実費 外出時の小遣い等

(4) 利用料等の支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日に請求します。できるだけ25日までにお支払ください。自動引落としによりお支払いくださると便利です。

ア. 窓口での現金支払

取扱時間 平日 9:00~17:00

イ. 下記指定口座への振込み

三菱UFJ銀行 黒川支店 普通口座 口座番号 0180676

口座名 名古屋市重症心身障害児者施設 院長 山下伸子

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし（ゆうちょ又は三菱東京UFJ銀行）

名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや
重要事項説明・同意書

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法人名 社会福祉法人 むつみ福社会

施設名 名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者福祉サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者) _____

(続柄) _____

<扶養義務者又は後見人・身元引受人>

住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄) _____